

中央最低賃金審議会

○ 6月14日(火) 中央最低賃金審議会の諮問

塩崎厚生労働大臣より中央最低賃金審議会に対して、平成28年度地域別最低賃金の目安について、ニッポン一億総活躍プラン等に配意した、調査審議を求める旨の諮問

塩崎厚生労働大臣から、ニッポン一億総活躍プランにおいて、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされた旨を説明

○ 同日 第1回目安に関する小委員会

(以下、予定)

○ 7月14日(木) 第2回目安に関する小委員会

○ 7月下旬 中央最低賃金審議会より塩崎大臣に対して、目安額の答申



地方最低賃金審議会

○ 6月中旬 各地方最低賃金審議会に対する諮問

(以下、予定)

○ 8月上旬 地方最低賃金審議会より各労働局長に対して、改定額の答申

○ 8月下旬 改定額の公示

○ 10月以降 順次、最低賃金の効力発生

労働基準監督機関と公正取引委員会・経済産業省への通報制度について

厚生労働省

(労働基準監督署)

(2)通報

経済産業省
公正取引委員会

(1)臨検監督

- ①以下のいずれかの労働基準関係法令違反が認められ
 - ・労働基準法第24条(賃金支払)違反、最低賃金法第4条等
 - ・労働基準法第32条(労働時間)違反等(※)
- ②当該法令違反の背景に親事業者による下請法違反行為又は特定荷主による物流特殊指定違反行為(※)の存在が疑われ
- ③下請事業者・特定物流事業者が通報を希望した場合

(※) 平成28年6月3日より実施

(3)立入検査

下請法第4条違反、物流特殊指定に係る独占禁止法第19条違反が認められた場合、勧告・公表等

中小企業

(下請事業者・特定物流事業者)

親事業者・特定荷主

- ・下請法第4条違反
- ・物流特殊指定に係る独占禁止法第19条違反

②

厚生労働省発基 0614 第 1 号
平成 28 年 6 月 14 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。